

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主及びお客様などのステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレート・ガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コード各原則についてすべて実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下で使用する用語の定義

- ・社外役員:社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)または社外監査役(同条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいいます。
- ・役員:取締役及び監査役をいいます。
- ・業務執行取締役:取締役のうち業務を執行する取締役をいいます。
- ・常勤監査役:常勤監査役とは、監査役会が監査役の中から常勤の監査役として指名した監査役をいいます(会社法390条3項)。

【原則1-4】 政策保有株式

(1) 政策保有に関する方針について

当社は、持続的な業務提携等経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を政策的に保有します。保有株式については、毎年、取締役会において個別銘柄ごとに取得・保有の意義や経済合理性について検証し、保有の妥当性が認められない政策保有株式については、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて縮減を進めることを基本方針としております。なお、2019年度も取締役会において検証を行い、一部の政策保有株式について縮減を進めることを決議しております。

(2) 議決権行使について

当社が保有する政策保有株式の議決権行使に関しては、投資先企業のコーポレート・ガバナンス体制の適切な整備状況や中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に勘案し、議案ごとの賛否を判断します。特に、長期にわたる業績の悪化や重大な不祥事、その他株主価値を毀損するような議案の場合には慎重に判断します。

【原則1-7】 関連当事者取引

当社が取締役、監査役または主要株主等と取引を行う場合、当社や株主共同の利益を害することやそのような懸念が持たれることがないように、取引の重要性やその性質に応じて、法令または当社取締役会規程等に基づき取締役会での承認及び報告等の適切な手続きを行うことで監視を行っています。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合を見直しています。また、運用機関に対しては、運用の基本方針・運用指針を交付した上で、定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等の定性評価を加えた総合的な評価を行っております。当社人事部門が運用状況を確認し、運用機関と定期的な情報交換を行っております。

【原則3-1】 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(会社の経営の基本方針)

当社は、「われらの優れた商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念とし、掲げております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念・企業指針を定め、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

「タカトミーグループは、すべてのステークホルダーの「夢」の実現のために、新しい遊びの価値を創造します。」

お客様

タカトミーグループは、あらゆる人々の「夢」を形にし、「新しい遊びの価値」を提供します。

社員

タカトミーグループは、社員の自主性と創造性が最大限に発揮される職場環境を提供し、いきいきと働くことができる企業を目指します。

株主

タカトミーグループは、質の高い成長と健全な経営を通じて、株主の期待・信頼に応えます。

パートナー

タカトミーグループは、公正・公平な取引を行うと共に、パートナーとの共存共栄を目指します。

社会

タカトミーグループは、誠実な企業活動を持続することで、21世紀の社会に信頼される企業市民を目指します。

(目標とする経営指標)

当社グループは、収益性重視の観点から、重要な経営指標として連結営業利益率を掲げており、中長期的に安定して8%以上を目指しております。

(中期的な会社の経営戦略)

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。

また、2019年3月期より新たな中期経営計画をスタートさせ、次の事業戦略を推進しております。

- ① 自社オリジナルグローバルブランド戦略の推進
- ② 日本、アジア オリジナルブランドの創出
- ③ カテゴリーNo.1戦略
- ④ ハイターゲット及び高齢者向けビジネスの拡大
- ⑤ アジア市場の拡大
- ⑥ 欧米の完全立て直し

なお、当社では、会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、そしてCSRの取り組みについて、当社ウェブサイト、アニュアルレポート、決算説明会資料、有価証券報告書等においても情報開示を行っております。

創業理念、企業理念 (www.takaratomy.co.jp/company/philosophy.html)

アニュアルレポート (www.takaratomy.co.jp/ir/financial/annual.html)

決算説明会資料 (www.takaratomy.co.jp/ir/financial/presentation.html)

有価証券報告書 (www.takaratomy.co.jp/ir/financial/edinet.html)

CSR (www.takaratomy.co.jp/company/csr/index.html)

(2) コーポレートガバナンスに関する考え方・基本方針

コーポレートガバナンス報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 取締役・監査役の報酬

(報酬委員会) 補充原則4-10-1

1) 報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成され、各取締役の報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言します。

2) 役員報酬の決定に関する方針は次のとおりとします。

-役員報酬については、株主総会の決議により、取締役報酬額(定額報酬)は年額400百万円以内、監査役報酬額(定額報酬)は年額70百万円以内とします。また、取締役(社外取締役を除く)の報酬額については、別枠で、株主総会の決議により、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内とします。

-各取締役及び各監査役の報酬額等は、社外取締役及び社外監査役などで構成される報酬委員会の審議・答申に基づき、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役会の協議により決定します。

(4) 取締役会による経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名

(取締役の資格及び指名手続き) 原則4-3

1) 当社の取締役は、社内外から優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を複数人選任します。

2) 取締役の選任については、取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」を設置して、各取締役の評価・選任の内容に係る方針につき提言・助言します。

3) 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とし、新任取締役の候補者は、取締役指名委員会における公正、透明な審査を経た上で、取締役会で決議され、株主総会に付議します。

4) 当社の取締役は当社の事業のよき理解者であるために、当社の創業理念及び企業理念について共感していただける人を選任します。

5) 取締役の職務執行に不正または重大な法令違反があった場合その他職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、前述の「取締役指名委員会」において解任理由の説明を行い、これについての審議・助言を受けた上で、取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

(監査役の資格及び指名手続き)

1) 監査役については、社内及び社外から、監査に必要な豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数人選任します。

2) 監査役候補者の選任案に関しては、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議します。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

取締役及び監査役については、個々の選任・解任理由を「株主総会招集ご通知」に記載します。

[補充原則4-1-1] 取締役会の決議範囲と経営陣への委任の範囲

取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款にて定める事項のほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規程」及び「タカラトミー決裁基準」を設けて運用を行っています。

取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令、定款及び「取締役会規程」並びに「タカラトミー決裁基準」に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しています。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する明文化された基準又は方針はありませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準(「上場管理等に関するガイドライン」III5.(3)の2に規定されている基準)を参考にしております。

[補充原則4-11-1] 取締役会全体としての知識・経験・能力バランス等

(1) 取締役の知識・経験・能力について

業務執行取締役については、適切な経営戦略等の立案、審議等に必要なグローバルな知見・経営経験を含む、マーケティング、販売及び生産・管理等の部門の運営経験等を考慮して指名します。

また、社外取締役については、経営戦略等の審議等に当たって、業務執行取締役だけでは得られない多様な知識及び高い見識を有していること

を重視し、あわせて独立性にも配慮して指名します。

(2) 監査役の知識・経験・能力について

監査役については、弁護士、公認会計士等の高い専門性及び見識、または経営戦略等の審議等に必要な経験、資質などを考慮のうえ指名し、監査役のうち1名については経理財務等の管理部門の業務経験及びこれらから得た知見等や業務執行者からの独立性を確保できる資質を重視して指名します。また、監査役会の独立性、中立性を高めるため、監査役会の過半数を社外監査役としています。

(3) 取締役及び監査役の多様性

当社では、多様な視点から経営を進めることは、事業の発展及びグローバル化の推進、そして、適切な監督や監査に資するものであると認識しており、多様な人材の役員への選任を進めております。

[補充原則4-11-2] 役員の兼務状況

当社役員の上場会社役員の兼務状況は以下のとおりです。

- ・小島 一洋
株式会社Edulab 社外取締役
- ・水戸 重之
株式会社プロコリー 社外監査役
株式会社フェイス 社外取締役
- ・佐藤 文俊
アズビル株式会社 社外監査役
- ・伊能 美和子
株式会社ヤマノホールディングス 社外取締役
- ・安江 令子
サイバネットシステム株式会社 代表取締役社長執行役員
- ・梅田 常和
エステールホールディングス株式会社 社外取締役
株式会社ハーバー研究所 社外取締役監査等委員
株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役監査等委員
- ・吉成 外史
株式会社バリューHR 社外取締役監査等委員
アドソル日進株式会社 社外監査役
- ・渡邊 浩一郎
株式会社ジャムコ 社外監査役
株式会社バロックジャパンリミテッド 社外監査役

[補充原則4-11-3] 取締役会全体の実効性評価の分析評価

当社は、年1回以上、取締役会の構成メンバーに取締役会全体の実効性に関する質問票を配布して自己評価を行っております。その回答結果を基に取締役会の諮問機関であるリスク/コンプライアンス委員会にて議論がなされ、さらにその後の取締役会にてその評価結果及び課題が共有され、取締役会の実効性を高めるための改善につなげています。

また、当社は、取締役会の実効性について、取締役及び監査役それぞれが積極的に議論を行っており、経営上の重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための体制が構築されていることを確認しました。さらに、企業価値向上に資する中期経営計画策定がなされていること、情報開示を積極的に行い、内部統制システムの整備がなされていると評価しました。一方で、中期経営計画の進捗とリスク管理等の課題に関する議論の充実を図り、モニタリング機能を強化することや、取締役会構成員の更なる多様性の確保、経営幹部の育成計画立案が課題として挙げられました。当社は、これらの課題を踏まえてさらなる取締役会の実効性の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

[補充原則4-14-2] (役員へのトレーニングの内容)

取締役・監査役に対してそれぞれの役割・責務を果たす上で必要となるトレーニングの機会を継続して提供します。

- ・サステナビリティ勉強会、他社の経営者や有識者等による経営に関する有用な情報等に関する講演
- ・コンプライアンスに関する研修

[原則5-1] (株主との建設的な対話に関する方針)

(1) 基本的な考え方

当社は、株主・投資家を重要なステークホルダーの一つと考え、企業価値の向上のための建設的な対話を重視し、双方の考えや立場についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応を採ることが重要と考え、株主との対話について次のように行います。

(2) 機関投資家との対話

当社は、機関投資家との対話に関する取組については、社長室のIR担当部署が中心となってその推進にあたり、経理財務室、経営企画室その他の関係部署と連携を図りながら、国内外の機関投資家との日常のミーティング対応のほか、経営戦略等の概略・進捗、業績や事業の状況及び株主還元等に関する説明会等を行います。また、企業価値向上に向けた長期的な視点で対話ができる機関投資家と直接の対話の機会を持ち、合理的な範囲で対応するとともに、対話の結果は代表取締役社長などに適宜報告しています。

(3) 個人投資家との対話

当社は、個人投資家・株主との対話に関する取組については、連結総務人事室の株式担当部署及び社長室のIR担当部署が担当し、合理的な範囲でわかりやすく説明いたします。また、証券会社の全国各支店などにおいて個人投資家説明会を開催し、事業内容やビジネスモデル、現在の状況等を説明しています。株主との対話は、当社の事業内容を理解して頂くための貴重な機会と捉え、株主総会において十分な質疑の時間を取る等の対応を行い、また、必要に応じて当社の中期方針等の説明を行います。さらに、個人投資家・株主の投資判断に資するよう、株主通信やIRサイトの充実にも努めています。

(4) インサイダー情報の適切な管理及び自粛期間

当社は、株主・投資家との企業価値向上に向けた建設的な対話の実現に資するために、法定開示に加え、当社に関するその他の情報についても、積極的に開示します。なお、各決算期の決算発表日から遡ること4週間を自粛期間と定め、決算に関するコメントや質問への回答を自粛しています。ただし、自粛期間中に既に発表した業績予想を大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適宜、情報開示を行います。また、当社では情報開示及びインサイダー取引防止に関する規程を定め、情報開示は公平に行い、特定の者に選別的な開示は行わないこと及びインサイダー情報の守秘義務を明記するとともに、これらを徹底するために全役職員に対して定期的な教育を実施します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
司不動産株式会社	7,565,312	7.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,866,800	6.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,171,800	4.40
富山 幹太郎	2,708,063	2.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,825,100	1.93
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,657,508	1.75
管理信託(富山章江口)受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,183,101	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,093,800	1.15
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,020,015	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1,014,800	1.07

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか、自己株式が1,493,222株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水戸 重之	弁護士								○			
三村 まり子	弁護士								△			
佐藤 文俊	他の会社の出身者											
殿村 真一	他の会社の出身者											
伊能 美和子	他の会社の出身者											
安江 令子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水戸 重之	○	水戸重之氏は、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は同事務所と弁護士報酬取引がありますが、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。	弁護士としての専門的な知識と経験を活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

三村 まり子	○	三村まり子氏は、平成16年に退職されるまで西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士でありました。	弁護士及び企業経営者としての豊富な知識と経験を活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
佐藤 文俊	○	----	企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な知識と経験を活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
殿村 真一	○	----	事業運営及び企業経営者としての豊富な経験と知識を活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
伊能 美和子	○	----	企業内起業家及び企業経営者としての豊富な経験と知識を活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
安江 令子	○	安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役社長執行役員であります。当社は同社と取引関係がありますが、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。	国際ビジネス及び企業経営者としての豊富な経験と知識を活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役指名委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」及び「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。なお、両委員会とも、独立役員4名、社内取締役1名で構成されており、その他1名は社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役会及び監査役は、会計監査人と次のとおり緊密な意見・情報交換を行っております。

- 1) 監査役会は会計監査人から監査計画の概要の説明を受けています。(年1回)
- 2) 監査役会は会計監査人から期中の四半期レビュー報告と期末監査報告について説明を受けています。(年4回)
- 3) 監査役会及び監査役は会計監査人が把握した監査重点項目及び内部統制システムの状況、リスクの評価について説明を受け、都度

意見交換を行っています。

(2) 監査役は内部統制・監査部他と随時、監査上の重要課題、内部統制システム(含むJ-SOX対応)の状況、リスクの評価について意見・情報交換を行い、連携をとっております。内部監査結果については、随時報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅田 常和	公認会計士													
吉成 外史	弁護士										○			
渡邊 浩一郎	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 常和	○	----	公認会計士としての専門的な知識と経験を生かし監査の実効性を高めるため、社外監査役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
吉成 外史	○	吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所の所長であります。当社は過去同事務所と弁護士報酬取引がありましたが、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はありませんでした。	弁護士としての専門的な知識や経験を生かし監査の実効性を高めるため、社外監査役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
渡邊 浩一郎	○	----	公認会計士としての専門的な知識と経験を生かし監査の実効性を高めるため、社外監査役として選任しております。また、取引所の定める独立性基準に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	9名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

<当社の社外取締役及び社外監査役の独立性についての考え方>

取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定がなされるために、経営者としての豊富な経験と高い見識や公認会計士ないし弁護士としての専門的な知識や経験などを有する社外取締役及び社外監査役を選任しております。

なお、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役については、全員、独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結業績向上に対する貢献意識や株主を重視した経営を一層推進するためのものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

特になし

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。なお連結報酬額の総額が1億円以上の取締役について個別に開示しております。

また、事業報告においては、取締役、監査役及び社外役員の支給人員及び支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<役員の報酬額の決定に関する方針>

役員報酬については、株主総会の決議により、取締役報酬額(定額報酬)は年額400百万円以内、監査役報酬額(定額報酬)は年額70百万円以内と決定されております。

また、取締役(社外取締役を除く)の報酬額については、別枠で、株主総会の決議により、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内と決定されております。

なお、各取締役及び各監査役の報酬額等は、社外取締役及び社外監査役などで構成される報酬委員会の審議・答申に基づき、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対して、経営企画室のスタッフが取締役会の開催に際しての案内や議案の概要に関する可能な範囲での事前説明、その他必要情報の提供等を行っております。

当社は監査役の職務を専任で補助する従業員1名を置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「現状の体制の概要」

<経営上の意思決定及び業務執行>

- (1) 「取締役会」をグループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督機関として位置付け、毎月1回の定例「取締役会」及び適宜臨時取締役会を開催しております。
- (2) グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため、「常務会」を設置して、原則、月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。「常務会」の決定事項は、「取締役会」に、必要に応じて報告されております。
- (3) 取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」及び「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。
- (4) 監査役候補者の選任案に関しては、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議しております。

- (5) 社外取締役・監査役などで構成される、代表取締役の諮問機関としての「アドバイザリーコミッティ」及び、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミッティ」を設置して、当社及びグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。
- (6) 代表取締役の諮問機関として、常勤取締役などで構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。
- (7) 「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループ及び各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。
- (8) 「中期経営計画」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

<監査役の機能強化に向けた取組状況他>

- (1) 監査役は原則として月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定を行っております。さらに定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。
- 内部監査については内部監査担当部門の内部監査担当者（3名）が、各部門の業務遂行状況及びコンプライアンスの状況を監査し、随時担当取締役及び監査役会に報告しております。
- 監査役職務を補助する使用人の任命・異動等人事については、事前に監査役の同意を得た上で行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。
- 監査役(会)は、会計監査人・内部統制担当部門・内部監査担当部門及びグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。
- (2) 「リスク/コンプライアンス委員会」及び内部統制担当部門により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の整備・強化を図るとともに、不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものいたします。
- 製品の安全性に関しては、専任組織として「安全品質統括部」を設け、安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。
- (3) 当社の会計監査については、有限責任 あずさ監査法人が株主総会にて選任され、効率的に監査を実施しております。
- 会計監査を執行した公認会計士は次のとおりです。なお継続監査年数については、全員7年以内の為、記載を省略しております。

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 小林 雅彦
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 矢嶋 泰久

また、会計監査に係る補助者の構成は次のとおりです。
公認会計士13名、その他16名、計29名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、監査役設置会社として、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を複数選任し、コーポレート・ガバナンス強化のために様々な取組みを推進しており、このような現行体制が当社のコーポレート・ガバナンス（1ページ目「1. 基本的な考え方」参照）を実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、法定期日に先立って招集通知を送付しており、2020年は株主総会開催3週間前である6月3日に送付いたしました。また、株主総会開催4週間前の2020年5月29日に東京証券取引所ウェブサイトおよび自社ウェブサイトに掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成26年から電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成28年より東証プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年より狭義の招集通知のみ英訳を作成しております。
その他	1) 株主総会の事業報告において、画像とナレーションを活用し、わかりやすい説明を行っております。 2) 質疑応答時間を確保し、株主が発言しやすい環境作りに努め、対話型の運営をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、情報開示の基準や方法などについて、 www.takaratomy.co.jp/ir/etc/policy.html に記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに半期に一度、決算概要及び会社の基本的方向性等に関する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関する資料は www.takaratomy.co.jp/ir/index.html に記載しております。 記載内容は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、株主通信、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室広報課において担当者を配置し、IR活動の強化と公正・迅速な情報開示に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	創業理念、企業理念、企業指針に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、創業理念を基にしたCSR方針「私たちは、生業である“おもちゃ”を通じて広く社会に貢献してまいります。」を掲げています。 このCSR方針のもと、中長期を見据えてCSRのあるべき姿を「世界中の子どもたちと友だちになる」とし、その実現のためのアプローチを骨子にまとめるとともに、CSR重要課題(マテリアリティ)を特定しました。 8つのCSR重要課題は、①安心・安全・品質の確保、②新たな製品・サービス・IPの創出、③ユニバーサルデザインの推進、④組織統治とステークホルダーとの対話、⑤働き方改革の推進、⑥CSR調達、⑦環境マネジメント、⑧事業を通じた教育・文化への貢献です。 現在、これらCSR重要課題に沿った具体的な行動計画や、取り組みの進捗状況を評価するための指標(KPI)の策定に取り組んでいます。 当社CSRの詳細はアニュアルレポート(冊子及びWEB)及びCSRサイト(www.takaratomy.co.jp/company/csr/)にて情報発信しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、株主や投資家に対し経営戦略や経営成績・財政状態について明確に伝えたいと考えております。そのため、会社説明会や決算説明会など、社長を始め経営者自身が、国内外の個人投資家・機関投資家及び証券アナリスト等に対し、合理的な範囲で対話する機会を設けます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムについての基本的な考え方>

当社は、株主及びお客様などのステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、リスク管理/コンプライアンス体制の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めております。

<内部統制システムの整備状況>

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1)「タカトミーグループ行動基準」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させております。
- 2)コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし、社外取締役・監査役などで構成される「リスク/コンプライアンス委員会」を設置して、リスク/コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を採っております。
- 3)代表取締役の直轄組織である内部統制担当部門及び内部監査担当部門が、当社及びグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役及び監査役会に報告しております。
- 4)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応いたします。
- 5)取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、独立役員として届け出た社外取締役により構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対応措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- 1)取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。
- 2)情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じております。
- 3)ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)「リスク/コンプライアンス委員会」及び内部統制担当部門により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しております。
- 2)不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものといたします。
- 3)製品の安全性に関しては、「安全品質統括部」を中心に、安心できる優良な製品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。
- 4)環境問題に関しては、「連結総務人事部」を中心に対応しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)毎月1回の定例「取締役会」及び適宜臨時取締役会を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行っております。
- 2)取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」及び「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。
- 3)グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため、「常務会」を設置して、原則月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。「常務会」の決定事項は、「取締役会」に必要に応じて報告されております。
- 4)社外取締役・監査役などで構成される代表取締役の諮問機関としての「アドバイザー・コミッティ」及び、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザー・コミッティ」を設置して、当社及びグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。
- 5)代表取締役の諮問機関として、常勤取締役などで構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。
- 6)「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループ及び各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。
- 7)「中期経営計画」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または使用人が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理及びコンプライアンス体制強化を図っております。
- 2)グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っております。
- 3)コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」及び内部統制担当部門が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的な視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っております。
- 4)各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っております。

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1)財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しております。
- 2)内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの

独立性に関する事項

- 1) 監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。
- 2) 監査役会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得たうえで行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

(8) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社及びグループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものいたします。
- 2) 監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしております。
- 3) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社及びグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループの役職員に対して周知徹底しております。
- 4) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けております。
また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っております。
また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書
その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を採っております。
- 2) 監査役(会)は、会計監査人・内部統制担当部門・内部監査担当部門及びグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的な勢力排除に向けた整備状況>

- (1) 「タカラトミーグループ行動基準」に「反社会的行為への関与禁止」を明示し、全役職員に周知徹底しております。
- (2) 反社会的勢力対応部署を定め、社内体制の整備、反社会的勢力に関する情報の一元的管理・蓄積、対応マニュアルの整備等により、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを実施しております。
- (3) 地元警察署、顧問弁護士、関係団体等と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。
- (4) コンプライアンス研修等の機会を通じて、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を実施してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

<当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の概要>

当社は、2019年6月21日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

1. 本対応方針の概要

本対応方針の概要は以下に記載するとおりですが、本対応方針の詳細については、当社ウェブサイト掲載の2019年5月10日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。
 (参考URL: www.takaratomy.co.jp/release/index.html)

- (1)当社が発行者である株券等が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- (2)当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- (3)特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができる）以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- (4)当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとし、なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとし、この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとし、
- (5)買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。
- (6)対抗措置を発動する場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう。」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる。」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お客様とお客様の多大な信頼を受け「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
 こどもたちの『夢』の実現のために
 わたしたちの『夢』の実現のために
 株主の『夢』の実現のために
 パートナーの『夢』の実現のために
 社会の『夢』の実現のために
 わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。」

「すべての『夢』の実現のために」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値

当社取締役会は、上記要素に鑑みて、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。

(1)基本方針の実現に資する特別な取組みについて

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2)本対応方針について

本対応方針は、(イ)株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ロ)本対応方針による買収防衛策の導入に関して、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効について株主の皆様が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様が意思に係らしめられていること、(ハ)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に独立役員として届け出た社外取締役により構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとなっていること、(ニ)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとなっていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様が意思が反映され得ること、(ホ)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

1. 情報開示の基準

当社は、株主・投資家に対して当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するため、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」といふ）に沿って、情報開示を行っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

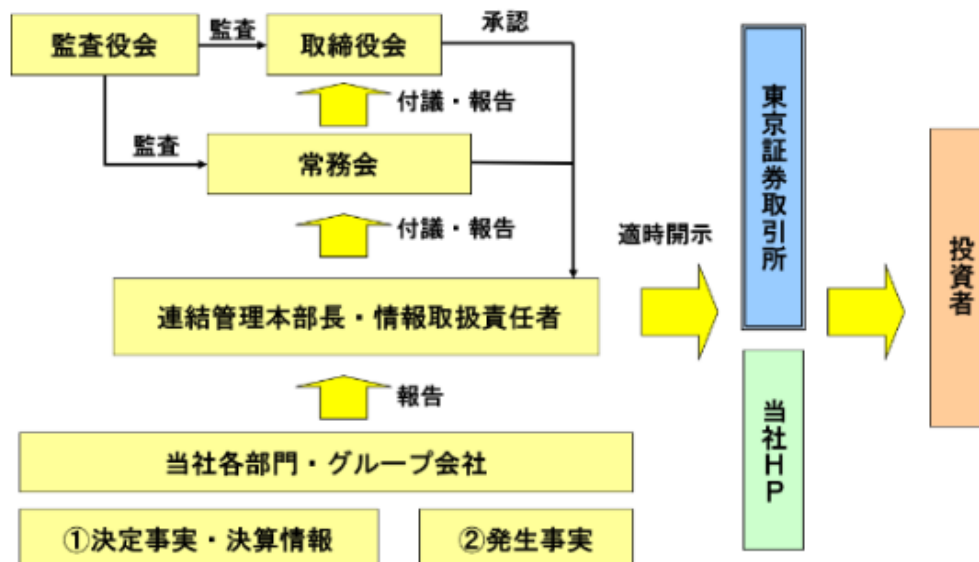
(1)内部情報の管理

- 1) 内部情報の管理責任者として情報取扱責任者をおき、情報の社内外への漏洩の防止に必要な措置をとるものとしております。
- 2) 情報の集約と管理は、連結管理本部長が行っております。
- 3) 連結管理本部長が当社及び当社のグループ会社の内部情報を入手した場合、これを公表すべきかどうかは取締役会において決定いたします。ただし、緊急の場合は代表取締役または代表取締役が指名した者がこれを決定することができるものとしています。

(2)適時開示方法

当社は金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に沿った情報その他重要な情報について、東京証券取引所の提供するTDnet（適時開示情報開示システム）に迅速に登録いたします。登録した情報は、情報開示の「適時性」「公平性」の観点から、当社ホームページ上でも迅速に公開いたします。

＜適時開示に係る社内体制の概要図＞



経営管理組織体制図

